

会報

10
2006 October



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成18年10月行事予定	1
◇平成18年11月上旬行事予定	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 建設資機材等の輸送を伴う工事に係る事故防止の徹底について	3
◇雇用改善コーナー	
1. 平成18年度 建設雇用改善推進月間実施要領	5
2. 平成18年度「建設業に働く若者からのメッセージ」の募集結果	8
◇協同組合	
1. 全建協連の総合補償制度（第三者賠償補償制度等）の契約更改のお知らせ ..	10
◇技 士 会	
1. 2級土木施工管理技術検定試験における『準備講習会』終わる	12
2. CPDS（継続学習）制度について	13
3. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!	13
◇建 退 共	
1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	15
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（8月分）	15
◇建 災 防	
1. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく 特別遺族給付金等の施行について	16
◇火薬協会	
1. 火薬類の事故発生状況	18
2. 煙火使用時の基準について	20
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	21
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成18年度建設業経理検定試験のご案内	22
◇図書のご案内	
1. 国土交通省総覧2006年版のご案内	25
◇税務署だより	
1. 不正ガソリンに関する情報をお寄せください	26
2. 酒類を製造するには税務署長の免許が必要です	26
◇財建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間実施中!!	27

平成18年10月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	㊥	1級土木施工管理技士「実地」試験		
2	月			
3	火			
4	水			
5	木	九州建設業協会技術担当職員研修会（大分）	全国建災防大会（6日まで札幌）	
6	金	建設業を担うリーダー育成研修会 座談会（宮崎）	小型車両系運転特別教育 （7日まで清武）	
7	土			
8	㊥			
9	月	体育の日	体育の日	体育の日
10	火	全国建設業協会環境委員会（東京）		
11	水	宮崎県建設業協会中間監査	現場管理者統括管理講習（木花）	
12	木	宮崎県建設業協会第2回総務委員会	基金企業年金連合会資産運用説明会（大阪）	全国建設業協同組合連合会正副会長会議（東京） 火薬保安教育講習会（高鍋）
13	金	技士会九州ブロック認定職業能力 開発校長会議（大分）		火薬知事試験合格発表
14	土			
15	㊥			
16	月	宮崎県建設業協会常務理事会（宮観） 宮崎県道路整備促進大会（宮観） 公共事業労務費調査説明会（JA・AZM）	基金納入告知書発送	
17	火	九州建設業協会第2回労務対策委員会（福岡）	建築物の鉄骨組立て等作業主任者 技能講習（18日まで木花）	火薬保安教育講習会（日向）
18	水	日向工業高校雇用改善建設現場就業体験（20日まで）		
19	木	雇用改善建設現場等見学会 （宮崎工業）	車両系建設機械（整地・掘削）運転 技能講習（21日まで清武） 基金各地区（市）事務局長会議 （宮崎）	
20	金		石綿取扱い作業従事者特別教育 （本花）	
21	土			
22	㊥	2級土木施工管理技士試験		
23	月			
24	火	宮崎工業高校雇用改善建設現場就業体験（27日まで）		
25	水			
26	木	九州建設業協会地域・定例懇談会 （福岡）		火薬保安教育講習会（高千穂）
27	金			
28	土			
29	㊥			
30	月		基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（宮崎・東諸地区）	
31	火	宮崎県建設業協会第2回理事会 延岡工業高校雇用改善建設現場就業体験（2日まで） 雇用改善建設現場等見学会 （宮崎農業高校）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（串間市）	

平成18年11月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	水	全国建設業協会全国建設労働問題 連絡協議会（東京） 過積載絶滅運動推進大会（宮崎）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（日南地区）	
2	木	全国建設業協会建設雇用改善推進 員合同全国会議（東京）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（西都・高鍋地区）	
3	金	文化の日	文化の日	文化の日
4	土			
5	日			
6	月	建設業を担うリーダー育成研修会 視察（宮崎）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（小林地区）	
7	火	都城工業高校雇用改善建設現場就 業体験（10日まで）	基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（都城地区）	
8	水	建設雇用改善推進都道府県会議 （宮崎）	建退共支部事務担当者ブロック会 議（佐賀） 基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（高千穂地区）	
9	木	平成18年度建設業経理検定試験申 込書販売・受付（30日まで）	職長・安全衛生責任者教育 （10日まで本花） 基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（延岡地区）	
10	金		基金各地区（市）事業主及び事務 担当者説明会（日向地区）	

県協会 会員の動き

（9月1日～30日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	開 発 工 業 (株)	所在地	宮崎市大字本郷北方2710番地	宮崎市大字本郷北方2716番地6
	(株) 栄 興 建 設	商 号	(有)栄興建設	(株)栄興建設
都 城	(株) 木 佐 貫 建 設	商 号	(合)木佐貫建設	(株)木佐貫建設
		所在地	〒889-1901 三股町大字樺山4257番地	〒889-1901 三股町大字樺山4185番地7
	協 和 建 設 (株)	代表者	菅 博 司	里 岡 賢 一
	(株) 田 代 組	所在地	〒885-0021 都城市平江町3705番地	〒885-0011 都城市下川東1丁目3号4番地
	都 北 産 業 (株)	所在地	〒885-0004 都城市都北町1104番地5	〒885-0005 都城市神之山4866番地2
東 諸	(株) 隆 盛 建 設	代表者	山 元 隆 盛	山 元 博 樹
日 向	(株) 三 矢 建 設	代表者	奈 須 富 男	三 樹 千 博
	(株) 甲 斐 建 設	所在地	東臼杵郡美郷町北郷区字納間39番地	東臼杵郡美郷町北郷区字納間49番地6
延 岡	大 丸 開 発 (株)	代表者	日 吉 節 男	谷 川 征 一 郎
	日本ビー・シー・テー建設機	代表者	大 神 信 一	大 神 英 次 郎

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
日 南	園 田 建 設 (株)	乗 永 鐵 心
串 間	(有) 樋 渡 建 設	樋 渡 邦 章
延 岡	(有) 矢 野 組	矢 野 広 史

県 協 会

1. 建設資機材等の輸送を伴う工事に係る事故防止の徹底について

国土交通省総合政策局長

去る平成18年8月14日、千葉県浦安市富士見町地先の旧江戸川に架かる東京電力（株）の高圧線にクレーン船が接触し、首都圏に大規模な停電を発生させたことは誠に遺憾である。

このような事故が発生したことの重大性に鑑み、今般、大規模停電対策に関する関係省庁連絡会議において対策の検討がなされ、国土交通省においても別添の対策を取りまとめたところである。

ついては、今後かかる事故の再発を防止するため、建設工事の施工に伴う建設資機材等の輸送にあたっては、事故防止に万全の措置をとるよう、貴団体傘下の建設業者に対し周知徹底されたい。

2.2.2.3 道路

① 現 状

- ◎ 高速道路の料金所やトンネルの照明・非常警報装置などの重要な施設については、停電が発生した場合、電力会社からの送電が復旧するまでの間、無停電電源装置³及び自家発電装置等により給電を継続することが可能となっている。
- ◎ 直轄国道の重要な施設については、自家発電装置等により給電を継続することが可能となっている。

② 今般の状況

- ◎ 高速道路の重要な施設については、無停電電源装置等の作動により電力供給が保たれた。
首都高速道路の一部の料金所のETCレーンにおいて、無停電電源装置から自家発電装置への切り替えの遅れにより一時的に停電が発生したが、収受員による料金収受にて対応した。
- ◎ 直轄国道の重要な施設については、今回の停電では大きな影響はなかった。例えば、東京国際空港と京浜島とを結ぶ国道357号空港北トンネルでは自家発電装置が正常に稼働した。

③ 今後の対応

- ◎ 高速道路の重要な施設については、基本的に現在の対応を維持する。
一時的に停電が発生した首都高速道路にあっては、自家発電設備への給電切り替えの運用手順や訓練について点検を実施するとともに、無停電電源装置の保障時間の延長を図る。

-
- ◎ 直轄国道の重要な施設については、各道路施設の停電による道路利用者への影響等を検証の上、必要な対応を行う。

- 3 蓄電池等により、停電時に切れ目無く電力を供給するための装置。
UPS ; Uninterruptible Power Systemの略称。

2.2.2.4 港湾

① 現 状

- ◎ 港湾のコンテナターミナルでは、ターミナル全体を統括するオペレーションシステム、ガントリークレーン等の荷役機械、照明、ゲート管理などの設備が電力会社からの電力供給によって運用されている。

三大湾（東京湾、大阪湾、伊勢湾）においては、コンテナターミナルの機能を維持するような非常用電源装置は設置されていない状況である。

- ◎ 港湾のフェリーターミナルでは、旅客施設や荷役施設が、電力会社からの電力供給によって運用されている。

三大湾においては、ターミナルビルに避難誘導灯用の非常用電源装置が設置されているが、フェリーターミナルの機能を維持するような規模の発電装置は設置されていない状況である。

② 今般の状況

- ◎ 東京港のコンテナターミナルでは、今般の停電により電力の供給が停止し、荷役作業等コンテナターミナルの機能が約1時間停止した。

- ◎ 大井第5コンテナバースでは、送電が回復した後もオペレーションシステムの一部が作動せず、復旧までに5時間以上を要した。また、冷凍コンテナの電源が停止したが短時間で復旧できたために影響はなかった。

- ◎ 東京港のフェリーターミナルにおいても停電により電力の供給が停止したが、事故発生の時刻に船舶の入出港が無かったため結果として影響はなかった。

③ 今後の対応

- ◎ 東京港のみならず、今後、各地の主要なコンテナターミナル・フェリーターミナルにおいても以下の検証を実施し、貨物の取扱数・旅客数等、機能停止が及ぼす影響の実態を考慮して必要に応じた対応策を検討する。

- 。 停電事故が起こった時の影響、非常用電源装置の設置状況（給電範囲を含む）、マニュアルや訓練の実施状況について確認する。
- 。 上記の検証を踏まえ、安全対策、停電発生時における機能の確保など、必要となる対応策を検討する。

雇用改善コーナー

1. 平成18年度 建設雇用改善推進月間実施要領

1 趣 旨

建設業は、国内総生産の約1割を生み出し、全雇用者のほぼ1割に当たる458万人の労働者に働く場を提供する基幹産業として、我が国の経済・雇用を支える重要な役割を果たしているが、雇用管理の実態をみると、不明確な雇用関係、不安定な雇用形態の存在、長労働時間、労働福祉の立ち遅れ、労働災害の多発など依然として解決すべき課題は多い。

また今日、建設業は厳しい経営環境に直面しているが、この困難な時期を乗り越え、建設業の発展の道筋をつけていくことは、我が国経済の発展や雇用の安定にとって極めて重要である。

このような観点から、本年度においても建設労働者の雇用の改善について、厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構が連携し、建設事業主を始め関係者の関心と理解を深め、雇用改善の一層の推進を図ることを目的として「建設雇用改善推進月間」を11月に実施し、中央及び地方の各機関を挙げて各般の啓発活動を展開することとする。

2 スローガン

「よりよい現場^{しよくば}で働きたい！」

3 実施時期

平成18年11月1日から平成18年11月30日までの1か月間

4 主 催

厚生労働省、国土交通省及び独立行政法人雇用・能力開発機構

5 協 賛

(社)全国建設業協会	(全 建)
(社)日本建設業団体連合会	(日 建 連)
(社)全国中小建設業協会	(全 中 建)
(社)建設産業専門団体連合会	(建 専 連)
(社)日本建設業経営協会	(日 建 経)
(社)全国建設産業団体連合会	(全国建産連)

夢 築 < わ た し 建 設 の 職 場 雇 用 改 善

6 実施事項

(1) 中央において実施する事項

イ 「建設雇用改善推進の集い」の開催

期間雇用者の常用化の促進等建設労働者の雇用の改善について積極的な努力を行い、その成果がみられる中小建設事業所、建設事業主団体の役職員等に対する厚生労働大臣表彰及び国土交通大臣表彰並びに「建設業に働く若者からのメッセージ」の優秀作等の厚生労働大臣表彰、国土交通大臣表彰、独立行政法人雇用・能力開発機構理事長表彰及び協賛6団体会長表彰を実施するとともに、講演等を実施する。

ロ 建設雇用改善推進員等合同全国会議の開催

都道府県労働局長から委嘱されている建設雇用改善推進員並びに都道府県労働局及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターの建設雇用改善業務担当者の全国会議を開催する。

ハ 広報活動の展開

各種広報媒体を活用することにより、建設雇用改善推進月間の趣旨等について広汎な広報活動を展開する。

(イ) 厚生労働省関係広報誌の活用

厚生労働省職業安定局編集の「職業安定広報」の11月6日号を「建設雇用改善推進月間特集」として編集するほか、厚生労働省広報誌に関連記事を掲載する。

(ロ) 国土交通省関係広報誌の活用

国土交通省総合政策局労働資材対策室監修の「建設労働・資材月報」等に「建設雇用改善推進月間」等に関する特集記事を掲載する。

(ハ) リーフレットの配布

「建設雇用改善推進月間」の趣旨等を掲載したリーフレットを都道府県労働局、国土交通省地方整備局等及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターを通じ、関係行政機関及び建設業界に配布する。

(ニ) 独立行政法人雇用・能力開発機構関係広報誌の活用

独立行政法人雇用・能力開発機構雇用管理部建設雇用支援課編集の「つち」11月号を「建設雇用改善推進月間特集号」として編集し、「建設業に働く若者からのメッセージ」優秀作等を掲載した特集号（別冊）を発行するとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構広報誌に関連記事を掲載する。

(ホ) ポスター等による広報

独立行政法人雇用・能力開発機構において、「建設雇用改善推進月間」の趣旨等を掲載したポスター等を作成し、関係行政機関及び建設業界に配布する。

(ヘ) 業界発行の広報誌（紙）、機関誌（紙）等の活用

業界団体、建設事業主等の発行する広報誌（紙）、機関誌（紙）等に「建設雇用改善推進月

間」の関連記事の掲載を依頼する。

(ト) 一般新聞及び業界新聞の活用

厚生労働記者会、国土交通省記者クラブ等に対し、発表を行い、関係記事の掲載を依頼する。

(2) 地方において実施する事項

各都道府県労働局及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて共催団体等と協議の上、地域の実情に応じて、適宜、以下に掲げる実施事項について、追加等を行うことにより、実効ある月間の推進に努めるものとする。

また、都道府県に対し、建設雇用改善優良事業所知事表彰等の月間諸行事への協力を要請する。

イ 都道府県建設雇用改善推進大会の開催

都道府県における建設雇用改善の気運の一層の醸成を図るため、「都道府県建設雇用改善推進大会」を開催し、建設労働者の雇用改善を積極的に行った事業所等に対する表彰等を行うこととする。

ロ 建設雇用改善推進会議の開催

各都道府県労働局及び独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターとの共催による「建設雇用改善推進会議」を開催し、建設事業主、雇用管理責任者等の建設業関係者、都道府県雇用対策主管部（局）及び建設行政の関係者等の参集を求め、雇用管理の現状、雇用改善の方向及び問題点、下請指導等に関する実態の把握及び意見の交換を行い、関係者の協力による総合的な施策の展開に努める。

ハ 広報活動の展開

(イ) 広報活動の展開

都道府県労働局、建設行政機関、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター及び市町村の発行する広報誌等に「建設雇用改善推進月間」に関する記事を掲載し、又は掲載を依頼する。

(ロ) 業界発行の広報誌（紙）、機関誌（紙）等の活用

業界団体、建設事業主等の発行する広報誌（紙）、機関誌（紙）等に「建設雇用改善推進月間」に関する記事の掲載を依頼する。

(ハ) 地方一般新聞、地方業界新聞等の活用

地方一般新聞、地方業界新聞の記者等に発表等を行い、関係記事の掲載等を依頼する。

ニ 出稼労働者に対する周知

各都道府県労働局は出稼労働者に対し、安定就労推進の集会等の機会を捉えて、雇入通知書を必ず受領するよう呼びかける。

2. 平成18年度「建設業に働く若者からのメッセージ」の募集結果

厚生労働省、国土交通省、雇用・能力開発機構は共催で、毎年、若者からのメッセージを募集し、優秀作品に対して表彰を行っています。

宮崎県からは別紙のとおり、43社、53名から多数の応募がありました。

地区別・企業別の募集状況は別紙のとおりです。御協力誠にありがとうございました。

平成18年度「建設業に働く若者からのメッセージ」の地区別・企業別一覧表

募集期間 平成18年6月1日～7月31日

No.	地 区	会社名	代表者名	住 所	応募者数	備 考
1	宮 崎	原田建設(株)	原田 忠男	宮崎市下北方井尻5362番地 5	1	宮崎地区建設業協会
2	宮 崎	(株)岡崎組	岡崎 修	宮崎市大字恒久1800- 1	1	宮崎地区建設業協会
3	宮 崎	龍南建設(株)	坂元 道治	宮崎市本郷南方1857- 3	1	宮崎地区建設業協会
4	宮 崎	(株)坂下組	坂下 利博	宮崎市広島 2 丁目10-16	1	宮崎地区建設業協会
	小 計	4 社			4	
1	日 南	(株)若吉建設	吉澤 次男	日南市大字平野8338番地	1	日南地区建設業協会
	小 計	1 社			1	
1	都 城	吉原建設(株)	岩元 光男	都城市中原町32街区 1 号	2	都城地区建設業協会
	小 計	1 社			2	
1	小 林	坂口建設(株)	吉永 秋男	小林市大字堤2985- 1	1	小林地区建設業協会
2	小 林	(株)緒方組	緒方 英機	小林市大字細野2026番地 1	1	小林地区建設業協会
3	小 林	(有)吉行産業	吉行 道三	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山4323-22	2	小林地区建設業協会
4	小 林	(株)吉行産業	吉行 道三	西諸県郡野尻町大字三ヶ野山1297- 3	1	小林地区建設業協会
5	小 林	(株)山本組	山本 修	西諸県郡高原町大字西麓643	1	小林地区建設業協会
6	小 林	(株)坂下組	坂下 利博	小林市大字細野391番地 1	1	小林地区建設業協会
	小 計	6 社			7	(うち女性 3名)
1	東 諸	(株)長友組	長友 正勝	東諸県郡綾町大字南俣645- 1	1	東諸地区建設業協会
2	東 諸	(株)藤元建設	藤元 健二	東諸県郡国富町大字本庄4848	1	東諸地区建設業協会
	小 計	2 社			2	
1	日 向	木倉建設(株)	黒木 幸紀	日向市大字日知屋16747番地	1	日向地区建設業協会
2	日 向	(株)坂下組	坂下 利博	日向市原町 2 丁目 2-8	1	日向地区建設業協会
	小 計	2 社			2	
1	高 千 穂	(株)矢野興業	矢野富士子	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1300- 1	1	高千穂地区建設業協会
	小 計	1 社			1	

1	宮崎県建築協会	(株)志多組	志多 宏彦	宮崎市高千穂通 1 丁目 4 番30号	3	宮崎県建築協会
2	宮崎県建築協会	(株)増田工務店	増田 秀文	宮崎市南花ヶ島町185	2	宮崎県建築協会
3	宮崎県建築協会	(株)アート技建	志多 寿彦	宮崎市田代町116- 3	2	宮崎県建築協会
	小 計	3 社			7	
1	宮 崎	朽木塗装(株)	朽木 充嗣	宮崎市大字跡江386- 4	1	
	小 計	1 社			1	
1	宮崎高等技術専門校	(有)左都建設	柚木崎左都男	宮崎市大字瓜生野2314- 2	1	宮崎高等技術専門校生
2	宮崎高等技術専門校	橋本建設	橋本 祝一	宮崎市高岡町大字高浜2636- 3	1	宮崎高等技術専門校生
3	宮崎高等技術専門校	朽木塗装(株)	朽木 充嗣	宮崎市大字跡江386- 4	3	宮崎高等技術専門校生
4	宮崎高等技術専門校	(有)矢野秋建設	矢野 将吾	宮崎市大字恒久 4 丁目14-16	1	宮崎高等技術専門校生
5	宮崎高等技術専門校	(有)西田工務店	西田 増美	宮崎市大字郡司分乙1591- 9	1	宮崎高等技術専門校生
6	宮崎高等技術専門校	(株)緒方塗装	緒方 克則	宮崎市南花ヶ島町341番地 3	3	宮崎高等技術専門校生
7	宮崎高等技術専門校	(有)岩佐工業	岩佐富士夫	宮崎市大字本郷南方樓2686番地 5	1	宮崎高等技術専門校生
8	宮崎高等技術専門校	貴島建設	貴島 隆雄	宮崎市大字細江4744	1	宮崎高等技術専門校生
	小 計	8 社			12	(うち女性 1 名)
1	日向高等職業訓練校	(有)末永家具	末永 慎治	延岡市石田町4100- 1	1	日向高等職業訓練校生
2	日向高等職業訓練校	那須施工	那須 敬一	日向市財光寺1173番地 3	1	日向高等職業訓練校生
3	日向高等職業訓練校	原田建築	原田 正敬	東臼杵郡門川町中須 3-11- 1	1	日向高等職業訓練校生
4	日向高等職業訓練校	末松建築	末松 輝男	日向市財光寺往還473- 2	1	日向高等職業訓練校生
5	日向高等職業訓練校	黒木左官工業	黒木 固	東臼杵郡美郷町西郷区田代562	1	日向高等職業訓練校生
6	日向高等職業訓練校	塩見木工所	壺岐 久光	日向市大字塩見3107	1	日向高等職業訓練校生
7	日向高等職業訓練校	小野木工	小野 節生	東臼杵郡北川町大字川内名8530- 2	1	日向高等職業訓練校生
	小 計	7 社			7	
1	都城高等職業訓練校	桑福塗装	桑山 洋一	都城市花緑町37- 8	1	都城高等職業訓練校生
2	都城高等職業訓練校	浅草工業所	浅草 博幸	都城市平塚町4057- 4	1	都城高等職業訓練校生
3	都城高等職業訓練校	島大組	宮島 義光	都城市菓子野町10180- 4	1	都城高等職業訓練校生
4	都城高等職業訓練校	加藤美装	加藤 静代	日南市大字平野1120-12	1	都城高等職業訓練校生
5	都城高等職業訓練校	龍設備	金田 壺雄	都城市平江町 1- 3	1	都城高等職業訓練校生
	小 計	5 社			5	
1	日南高等職業訓練校	吉野建築	吉野 清人	串間市大字西方5210番地	1	日南高等職業訓練校生
	小 計	1 社			1	
1	小林高等職業訓練校	松迫左官	松迫 延緑	都城市高崎町大牟田1616-19	1	小林高等職業訓練校生
	小 計	1 社			1	
	合 計	43社			53	(うち女性 4 名)

- 1 応募者数 53名 (うち女性 4 名 比率 7.5%) (うち高等職業訓練校生 26名 比率 49%)
2 応募企業数 43社 (建設業 16社 左官・大工業・塗装他 27社)
3 高等職業訓練校 5 校

協 同 組 合

1. 全建協連の総合補償制度（第三者賠償補償制度等）の契約更改のお知らせ

平素は、当協同組合の事業推進につきまして、格別のご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、多くの会員の皆様にご加入いただいております標記制度が本年11月1日に満期を迎えることから、契約更改のための案内文書を送付させていただきました。

手続きにつきましては、同封の見積書作成用の実態調査表に必要事項をご記入の上、全国建設業協同組合連合会へFAXにてご送付ください。

期限が切れますと、事故の際の補償金が支払えなくなりますので、早めに手続きをお済ませいただきますようお願い申し上げます。

本制度は、充実した補償内容に加え、様々な割引制度を導入しており、ご加入者の賦課金のご負担をできる限り軽減することで、加入しやすくなっております。未加入の皆様も加入につきましてご検討いただきますよう宜しくお願い致します。

詳しい内容につきましては、下記までお問合せ下さいますようお願いいたします。

全建協連の総合補償制度

全建協連総合補償制度の内容

第三者賠償事故補償制度

工事遂行中に通行人や周囲の住民など第三者にケガを負わせたり、その財物に損害を与えたりしたことにより、加害者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払します。

地盤崩壊危険担保特約

工事期間中に不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・軟弱化土砂崩れもしくは、土砂の流出・流入に起因して、土地、土地の工作物、植物が滅失、毀損もしくは汚損したことについて、加入者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

土木・建設工事補償制度

火災・台風・作業ミスなど（自然災害・人為的災害）、工事期間中に工事現場で、偶然な事故により工事対象物などに生じた損害を幅広く補償します。

傷害総合補償制度

組合員の役員・従業員・下請負人が就業中（工事中・通勤途上等）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合にお支払します。

全建協連自家共済制度

- 示談交渉調整費用
- 工事対象物見舞金
- 死亡・高度障害見舞金

第三者賠償事故包括契約補償制度を中心として、地盤崩壊危険担保特約の付帯や、土木・建設工事補償制度、傷害総合補償制度との組合せで、土木・建設工事に伴うあらゆる危険に対処することが可能です。

更に、オリジナルな自家共済制度により、示談交渉調整費用や見舞金などにも対応できます。

全建協連総合補償制度の特色

- 低廉な料率・各種割引制度による格安な賦課金でご加入できます。
- 年間包括契約と J V 契約の組み合わせですべての工事をカバー
- スケールメリットを活かした賦課金は全額損金処理ができます。
- 発注者から第三者賠償他の付保を求められた場合でも安心です。

近年の給付の主な事例

制 度		事 故 日	給 付 金 額	事 故 の 原 因 ・ 状 況
第 三 者 賠 償 事 故 包 括 契 約 補 償 制 度	対 物	2006年 2 月 27 日	437,879円	水道管敷設替え工事中、道路の舗装部分に穴があき、通りかかった車のホイールが損傷した。
		2006年 1 月 23 日	1,409,100円	ユンボが信号のケーブルに引っかかり、信号機を倒してしまった。
		2005年12月 19 日	6,596,213円	道路工事中、コンクリートが他の業者の工事現場へ流出してしまった。
		2005年11月 30 日	1,268,067円	下水道工事中、建設機械で既設埋設管を破損させた。
		2004年 7 月 15 日	13,849,500円	国土交通省の光ケーブルを破損した。
		2004年 5 月 12 日	10,273,344円	管路埋設工事でクレーンが横転し、家屋が半壊し、車輛も破損した。
	対 人	2004年 2 月 13 日	970,000円	防火水槽の穴を掘った現場を通行した第三者が転落して骨折してしまった。
	施 設	2006年 1 月 4 日	450,780円	事務所に設置してある看板が落ちて、近くに駐車中の車輛を損傷させた。
	ル 建 機 レン タ	2006年 5 月 27 日	4,876,465円	河川工事中、土嚢が崩れて水が溢れ出し、リースの重機が水をかぶった。
	危 地 険 盤 担 崩 保 壊	2005年 3 月 31 日	1,282,654円	下水工事により地盤に影響を及ぼし、近隣家屋の土間にひびが入り車庫の基礎を沈下させた。
2003年11月 17 日		16,576,032円	造成工事中に湧水が発生し、付近の家屋にひびがはいった。	
補 建 土 償 設 木 制 工 度 事		2006年 3 月 30 日	1,186,800円	施工中の栈橋の型枠が破損し、海へ流出した。
		2005年 3 月 16 日	2,053,844円	現場で使用していた鉄板14枚が盗難にあった。
補 傷 償 害 制 総 度 合		2005年11月 29 日	2,000,000円	工事看板取付け作業中、走行してきたトラックにぶつけられ死亡した。
		2004年 9 月 27 日	554,400円	管工事中に、作業員の目の中に鉄くずが入り、負傷した。

工事の保険 見直してみませんか？

- 保険料を安くできないか？
- 事故がおきたときも万全か？
- 工事毎の契約で管理が大変！契約漏れが心配

【お問い合わせ先】

宮崎県建設事業協同組合

TEL 0985-23-3691

全国建設業協同組合連合会

TEL 0120-355-881 FAX 03-3553-0805

技 士 会

1. 2級土木施工管理技術検定試験における『準備講習会』終わる

2級土木施工管理技術検定試験準備「講習会」が、技士会主催、県建設業協会のご後援により、宮崎県「建設会館」において盛会裡に終了いたしました。

私ども土木事業を施工する者に必要な国家資格試験ですので、参加者は真剣そのものの学習風景でした。

今後、建設業を取り巻く環境はますます厳しくなります。建設業界の発展には、技術と経営の優れた企業が必要であり、特に技術の継承は大切であります。

このような中、技術者がいま見直されております。具体的に技術者個人の評価やCPDS（生涯学習）などによる学習などを行うことにより技術者のステータスをアップさせてゆかねばならないと思います。このような大事な時期に講習会を開催し、会員の皆様が国家資格を取得されることは誠に意義深いものと思います。さらに挑戦され合格されることを祈っております。

受講生ガンバレ！！



平成18年度 2級土木講習会 於：建設会館

良い人材の育成が会社発展のカギである

2. CPDS（継続学習）制度について

この制度は、県技士会や各支部が主催又は共催で開催する講習会や見学会参加や、技士会主催・共催する以外の機関への個人参加、技術論文の発表などを対象として、別に定めた様式により認定申請する事により取得単位（ユニット）として認定して累積加算（加算有効期限5年）管理されるシステムです。

施工技術を適正に保つには、継続的学習（CPDS…学習経歴）が必要です。

最近の急激な科学技術の進歩により施工法も進歩し、国民の価値観も変わり公共的事業に携わる土木施工管理技士の、資格取得後の組織的計画的な継続学習が不可欠です。

各支部におかれましても、会員の皆様に周知していただき積極的に活動していただくようお願いいたします。

3. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

今年度の『監理技術者講習会』の今後の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり18年度の講習会は残り「2回」となりました。更新期にきている方は必ず受講をしてください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

日 程	会 場
平成18年11月29日（水）	宮崎市学園木花台「宮崎県技士会主催」
平成19年2月10日（土）	〃

宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から5年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければいけません。

登録講習期間が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付され、発注者から提示を求められることがあるので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

良い人材の育成が会社発展のカギである

建退共

1. 建設業退職金共済制度加入促進強化月間

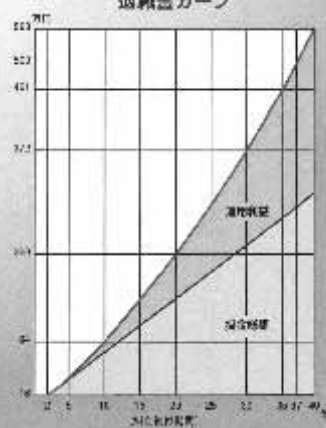
みんなの安心 建退共



証紙貼付状況の確認を定期的に



退職金カーブ



建退共はこんなに有利

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6
TEL 03-5400-4316

ホームページ <http://www.kentaikyō.taisyokukin.go.jp/>

R100

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契約者数	被共済者数	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (7月分)
先月までの 累 計		社 3,615	名 48,206	冊 15,478	件 2,253	千円 1,715,073	千円 1,105,231
8 月 分		10	170	932	127	97,710	69,695
17 年 度 計		3,625	48,376	18,410	2,380	1,812,783	1,174,926
脱 退		3	163				
累 計		3,622	48,213	337,682	34,334	18,386,407	109,133,189

注：掛金収納額は18.7月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（8月分）

1. 適 用

(平成18年8月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
社	5,020人	851人	5,871人

2. 給 付

裁定状況

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	5	2,389,000	24	10,560,200
第2種退職年金	17	2,752,300	74	12,917,500
選択一時金	6	2,729,000	20	9,433,500
脱退一時金	42	8,530,800	119	22,563,600
遺族一時金	1	313,600	4	1,499,800

3. 年金経理（保有資産）

信 託 資 産	17,344,519,591 円
合 計	17,344,519,591 円

注：時価である

建 災 防

1. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく 特別遺族給付金等の施行について

宮崎労働局長

標記について、今般、宮崎労働局労働基準部労災補償課から、平成18年3月27日に施行されたことについて周知依頼がありましたので、次のとおりお知らせいたします。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく 特別遺族給付金等の周知・広報について（依頼）

残暑の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿による健康被害につきましては、昨年来、社会的な問題に発展したところであります。

本年3月27日に施行されました「石綿による健康被害の救済に関する法律」では、①特別遺族給付金のうち特別遺族年金は、請求をした日の翌月分から支給の対象となり、請求をした日が支給総額に影響を与えること、②施行日から3年を経過したときは請求をすることができないこと、③石綿救済法施行日以降に新たに労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した者については、石綿救済法の適用がないこと、などとされていますので、速やかな請求を促すことが極めて重要と考えているところです。

そのため、当局におきましても事業主や労働者の方々に、石綿による疾病の労災補償について、ご理解をいただくための各種の周知・広報に取り組んでいるところです。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、貴団体の広報誌やホームページに関係記事を掲載いただくよう、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先

〒880—0805 宮崎市橘通東3—1—22

宮崎合同庁舎宮崎労働局労働基準部労災補償課

TEL 0985—38—8837

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく 特別遺族給付金等の請求についてのお知らせ

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因とする疾病により死亡したご遺族の方は早めに請求されることをお勧めします。

生・死の別 疾病の原因	生 存	死 亡	
		平成13年 3 月26日以前に 死亡	平成13年 3 月27日以降に 死亡
業務上	労災保険法に基づく給付 (療養補償給付等)	石綿救済法に基づく給付 (特別遺族給付) ・ 特別遺族年金については請求日の属する月の翌月からの支給となる。 ・ 平成21年 3 月27日以降は請求が出来ない。	労災保険法に基づく給付 (遺族補償給付等) ・ 死亡した日の翌日から起算して5年で時効となる。
環境ばく露	石綿救済法に基づく給付 (医療費等)	石綿救済法に基づく給付 (特別遺族弔慰金等)	

石綿ばく露の原因が業務によるものか業務以外によるものか明らかなでない場合は、労災保険給付の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

(お問い合わせ先)

- ・ 特別遺族給付金や労災保険制度について
宮崎労働局 (0985-38-8837) 及び各労働基準監督署
- ・ 労災保険給付の対象とならない救済給付について
独立行政法人環境再生保全機構 (0120-389-931)

火 薬 協 会

1. 火薬類の事故発生状況

1 事故発生状況

平成18年火薬類関係事故発生状況

(平成18年8月31日現在)

項 目		件		死		計	
取 扱	種 類 別	件	計	死	計	傷重－軽	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	2	0	1	1－0	1－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	1		1		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	2	23	0	1	0－0	3－23
	煙 火	21		1		3－23	
	がん具煙火	0		0		0－0	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
がんろう	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
そ の 他	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－1	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	3	25	0	2	1－0	4－23
	煙 火	21		1		3－23	
	がん具煙火	1		1		0－0	

保安教育 事故事例 活かして無くそう 火薬事故

2 火薬事故の概要

(1) 産業火薬の事故

ア 製造中

17年のNo.1	H18.03.27	16:58	広島県江田島市
廃薬焼却場において、廃薬処理中に爆発が起こり、現場付近で作業をしていたと思われる作業員1名が負傷した。			

イ 消費中

18年のNo.2	H18.06.29	10:30	岡山県真庭市
採石場で発破を行ったところ、大きさ20cmの飛石が発生し、約550m離れた水田に飛来した。			

(2) 煙火の事故

ア 消費中

18年のNo.5	H18.07.29	21:30	岡山県美作市
打揚現場より約100m離れた立入禁止区域で見物していたところ、直径約3cm、厚さ1cmの円筒形の物体が頭部にあたり負傷した。			

18年のNo.6	H18.08.04	20:25	群馬県榛名市
湖上花火大会実施中、水上花火（手投げ花火）の導火線に着火しようとしたが、着火の確認がとれず、再度確認しているところ爆発した。			

18年のNo.11	H18.08.10	21:29	宮崎県都城市
花火大会において、煙火消費中に煙火の残り火が、農家のハウスの屋根に落ち、燃焼した。			

18年のNo.20	H18.08.26	20:40	長野県山ノ内町
花火大会で打ち揚げた煙火玉の内筒が観客方向に飛び、観客2名に当たり、火傷等の負傷をしたもの。			

18年のNo.19	H18.08.26	20:40	長野県阿南市
花火大会で打揚作業中に、罹災者を含む3名の従事者が15発連発花火の打揚作業中に、何らかの原因で打ちあがった花火（5号玉）が罹災者の頭部を直撃し死亡した。			

がん具煙火

18年のNo.1	H18.02.21	11:20	福岡県八女市
がん具煙火製造所において、製造途中のがん具煙火を一時保管する鉄骨平屋の倉庫で爆発事故が発生し、従業員1名が死亡した。 他の従業員10名は無事であった。			

保安教育 事故事例 活かして無くそう 火薬事故

2. 煙火使用時の基準

一定量以内の煙火消費については、許可を得なくても消費できますが、警察、消防への届出が必要です。

また、この場合であっても、火薬類取締法施行規則第56条の4の「煙火の消費基準」が適用され、消費基準を遵守しなければなりません。

煙火を消費する場合は、次の規定を守らなければなりません。

- 1 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- 2 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- 3 打揚筒の設置場所に携行する打揚煙火の数量は、当該打揚に必要な数量をこえないこと。
- 4 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された打揚煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又は覆いをする事。
- 5 打揚煙火を打ち揚げる場合には、当該打揚に使用する打揚筒は、他の打揚に従事している者に係る打揚筒に対して2m以上の距離をとること。
- 6 打揚煙火の打揚筒は、風向を考慮して上方に向け、かつ、打揚の際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- 7 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
- 8 消費の準備の終了した仕掛け煙火から20m以内の場所においては、打揚煙火を消費しないこと。
- 9 打揚煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20m以上の安全な高さで開かせること。
- 10 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。
ただし、連発打揚をする場合には、この限りでない。
- 11 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 12 打揚火薬に点火して打揚火薬が爆発又は燃焼しないときは、打揚筒に多量の水を注入し、10分以上経過した後、静かに打揚筒を倒し、煙火を取り出すこと。
- 13 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。
- 14 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、第51条10号及び第11号並びに第54条各号の規定を準用する。

火 薬 事 故 無 理 か ら 不 備 か ら 油 断 か ら

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	492	▲2.2%	17,873	28.1%	1,955	5.7%	68,981	19.5%
平成17年度	503	7.5%	13,954	1.2%	1,850	3.0%	57,741	▲32.7%
平成16年度	468	10.6%	13,791	13.0%	1,796	6.3%	85,791	21.7%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

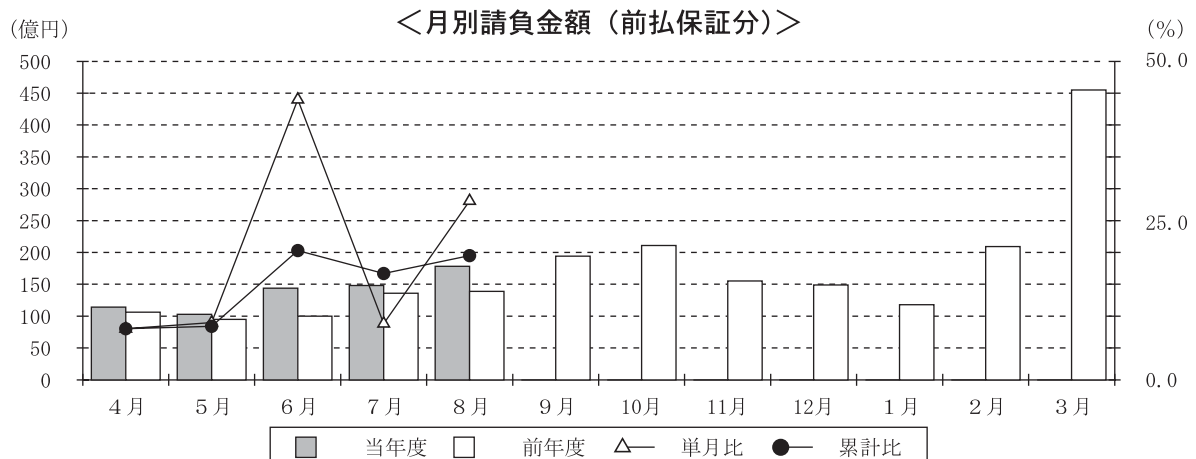
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	70	6,118	320.6%	34.2%	215	15,558	54.3%	22.5%
独立行政法人等	5	345	▲39.6%	1.9%	31	7,558	65.0%	11.0%
県	157	5,477	4.1%	30.7%	677	23,659	14.6%	34.3%
市 町 村	254	5,792	▲9.7%	32.4%	1,015	21,636	▲0.8%	31.4%
そ の 他	6	138	▲45.5%	0.8%	17	567	▲10.3%	0.8%
計	492	17,873	28.1%	100.0%	1,955	68,981	19.5%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	115	4,378	7.1%	24.5%	400	14,480	9.8%	21.0%
高 岡	16	556	223.1%	3.1%	54	1,335	▲38.0%	1.9%
西 都	21	1,332	282.2%	7.4%	70	3,296	135.5%	4.8%
高 鍋	26	1,726	144.9%	9.7%	95	7,359	43.6%	10.7%
日 南	39	1,557	52.7%	8.7%	136	3,962	49.4%	5.7%
串 間	18	238	172.5%	1.3%	60	607	33.6%	0.9%
都 城	65	891	▲61.1%	5.0%	210	5,680	▲23.4%	8.2%
小 林	31	751	▲53.1%	4.2%	146	3,924	▲41.8%	5.7%
日 向	76	2,266	28.4%	12.7%	300	14,182	68.7%	20.6%
延 岡	50	3,246	108.5%	18.2%	224	9,511	18.2%	13.8%
西 臼 杵	35	927	194.5%	5.2%	260	4,641	115.8%	6.7%
計	492	17,873	28.1%	100.0%	1,955	68,981	19.5%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



試験・研修等のご案内

1. 平成18年度建設業経理検定試験のご案内

従来、建設業経理事務士検定試験は、1級から4級までの等級により実施していましたが、平成18年4月の法令改正により、建設業法施行規則第18条の3に規定する国土交通大臣の登録経理試験制度が創設され、当基金が行う1級及び2級の検定試験は、「建設業経理士検定試験」として実施されることになりました。

また、3級及び4級の検定試験は、当基金独自の資格試験として、従来通り「建設業経理事務士検定試験」として実施されます。

なお、国土交通大臣の登録経理試験（1・2級）合格者に加え、平成17年度試験までの1級建設業経理事務士、2級建設業経理事務士合格者は、公共工事の入札に係る経営事項審査の評価対象となっております。

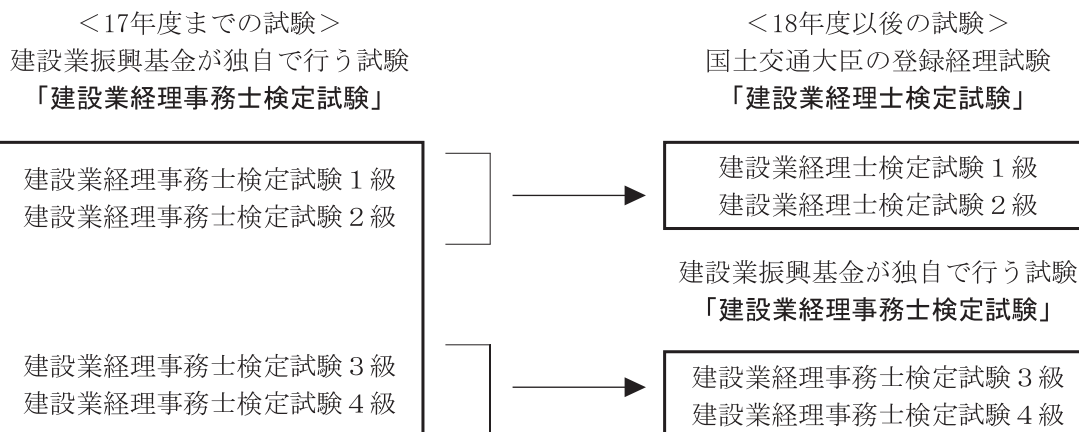
1. 試験日程（第1回建設業経理士検定試験・第26回建設業経理事務士検定試験）

受験申込受付期間 平成18年11月9日(木)～11月30日(木)〔消印有効〕
所定の申込書で配達記録郵便による郵送申込となります。

試験日 平成19年3月11日(日)

合格発表日 平成19年5月15日(火)

2. 建設業経理検定試験制度の変更について



3. 1級科目合格の有効期限

1級科目合格の有効期限が5年になります。

平成17年度までの 建設業経理事務士の1級科目 合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付される。
平成18年度以降の 建設業経理士の1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理士となり、合格証明書が交付される。

4. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

5. 内容及び程度

検定試験は、その内容及び程度によって1級から4級に分かれています。各級の内容等は下の表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1 級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、商法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2 級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3 級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び記帳並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4 級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

6. 受験料（消費税込）

1 級（1 科目）……………	7,200円	1 級（2 科目同日受験）…	10,300円
1 級（3 科目同日受験）…	13,300円	2 級……………	6,100円
3 級……………	5,100円	4 級……………	4,100円
2 級・3 級（同日受験）…	11,200円	3 級・4 級（同日受験）…	9,200円

7. 申込書の販売

受験申込書は平成18年11月9日（木）より1部300円（消費税込）で販売いたします。以下のいずれかにより申込書をお求めください。

〔1〕インターネット販売

当基金ホームページアドレスからアクセスしてください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

インターネット請求される方の申込書の送料は不要です。申込データ入力が必要になる等の関係で当基金にて負担させていただきます。

〔2〕郵送販売（11月22日当基金到着分にて終了とさせていただきます。）

以下に挙げる①、②を

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金 建設業経理検定試験センター

へ郵送してください。

① 送料…切手

右表をご参照ください。

受験申込書代（1部300円）は、受験料と合わせた金額を郵便局にて払い込んでください。

② 受験申込書送付依頼書

下欄の受験申込書送付依頼書にお名前、ご住所、電話番号、申込書の請求部数、送料をご記入の上、切り取り線より切り離してください。

※インターネット・郵送請求の場合、申込書がお手元に届くまでに1週間前後かかります。

申込書の 請求部数	送 料	申込書の 請求部数	送 料
1 部	140円	6 部	390円
2 部	240円	7 部	580円
3 部	390円	8 部	580円
4 部	390円	9 部	580円
5 部	390円	10部	580円
11部以上	宅配便の送料着払いにて発送いたします。		

〔3〕窓口販売

当基金等で販売いたします。

----- 〈切り取り線〉 -----

受験申込書送付依頼書

お名前	様			太枠内を宛先として申込書をお送りします。
受験申込書 送付先住所 (会社宛に送付する 場合は会社名やビル 名を必ず記入してく ださい)	〒 —			
電話番号 (日中ご連絡先)	— —			内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。
申込書の請求部数	部			
送料(切手)	円			申込書の請求部数を記入してください。
お送りいただく送料(切手)を記入してください。				

8. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

財団法人 建設業振興基金 建設業経理検定試験センター

T E L 03-5473-4581

《参考図書》

当基金では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

※上記図書の注文先

(株)建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

T E L 03-5408-1881 F A X 03-5408-1882

図書のご案内



国土交通省総覧

2006年版 予約受付中!!

平成18年 8月10日現在

国土交通省設立の理念と経緯
政策の骨子、北海道開発庁、国土庁、
運輸省、建設省の国土交通省
合併までの沿革

国土交通省本省、地方出先機関等の所掌
事務及び主要幹部職員の平成18年8月10日
現在の氏名、役職、前職、入省年次など
一挙4,000名を掲載

この一冊で
国土交通省の全貌が分かる



A4版 並製本 292頁

国土交通省総覧2006年版 申込書

郵送メール便 一部210円

平成 年 月 日

価 格	3,675円	申込み部数	冊	金額	円
-----	--------	-------	---	----	---

〒

Tel ()

御住所

御社名

責任者名

御担当名

(株) 建設人社 御中

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-5 芝ダイヤハイツ2F

Tel 03-3431-5411 Fax 03-3431-5472

お申込みはFAX、またはご郵送でお願い致します。

税務署だより

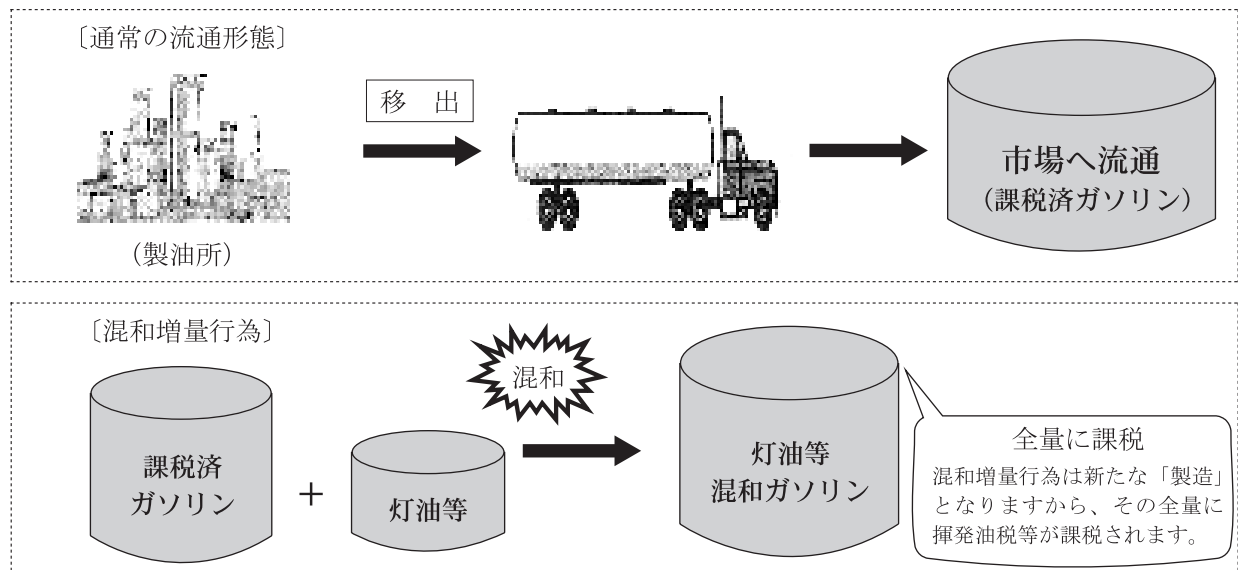
1. 不正ガソリンに関する情報をお寄せください

あなたの車は大丈夫？

ガソリンは、1リットルにつき揮発油税が48円60銭、地方道路税が5円20銭（合計53円80銭）課税されています。

通常、揮発油税等は製油所から出荷する際に課税されますが、例えばガソリンスタンドなどの販売店において、ガソリンに灯油、アルコール等を混和した場合は、改めてその全量に対して揮発油税等が課税される場合があります、その増量行為が脱税につながる可能性があります。

つきましては、ガソリン給油後「エンジンがかかりにくくなった。排気ガスの色や臭いがおかしくなった。」「ガソリンに何か混ぜているという噂がある。」などといった不正ガソリンに関する情報がありましたら、最寄りの税務署や熊本国税局消費税課にお寄せください。



2. 酒類を製造するには税務署長の免許が必要です

酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類としています。

酒類を製造する場合は免許が必要となりますが、次のような場合には免許は必要ありません。

- 1 酒場・料理店等で、客の求めに応じカクテル等を作る場合
- 2 消費者が自分で飲むために、酒類に他の物品を混和して梅酒等を作る場合

この場合、混和前の酒類がアルコール分20度以上のものであることや使用できる物品が定められていますのでご注意ください。

ただし、無料であっても他人に飲ませたり譲渡したりすることはできません。

酒類免許についてお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室へお尋ねください。

宮崎税務署 電話 0985-29-2151

宮崎税務相談室 電話 0985-24-9380

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間実施中!!

「明日の安心を守ります。」

共済団では、労働福祉の向上と経営者の企業防衛を目的とした建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施しています。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

《建設共済年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約3万1千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。



キャッチフレーズは「明日の安心を守ります。」と守ってくれるもの（建設共済）があることへの安心感とその力強さ・安定感をアピールすることにより事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

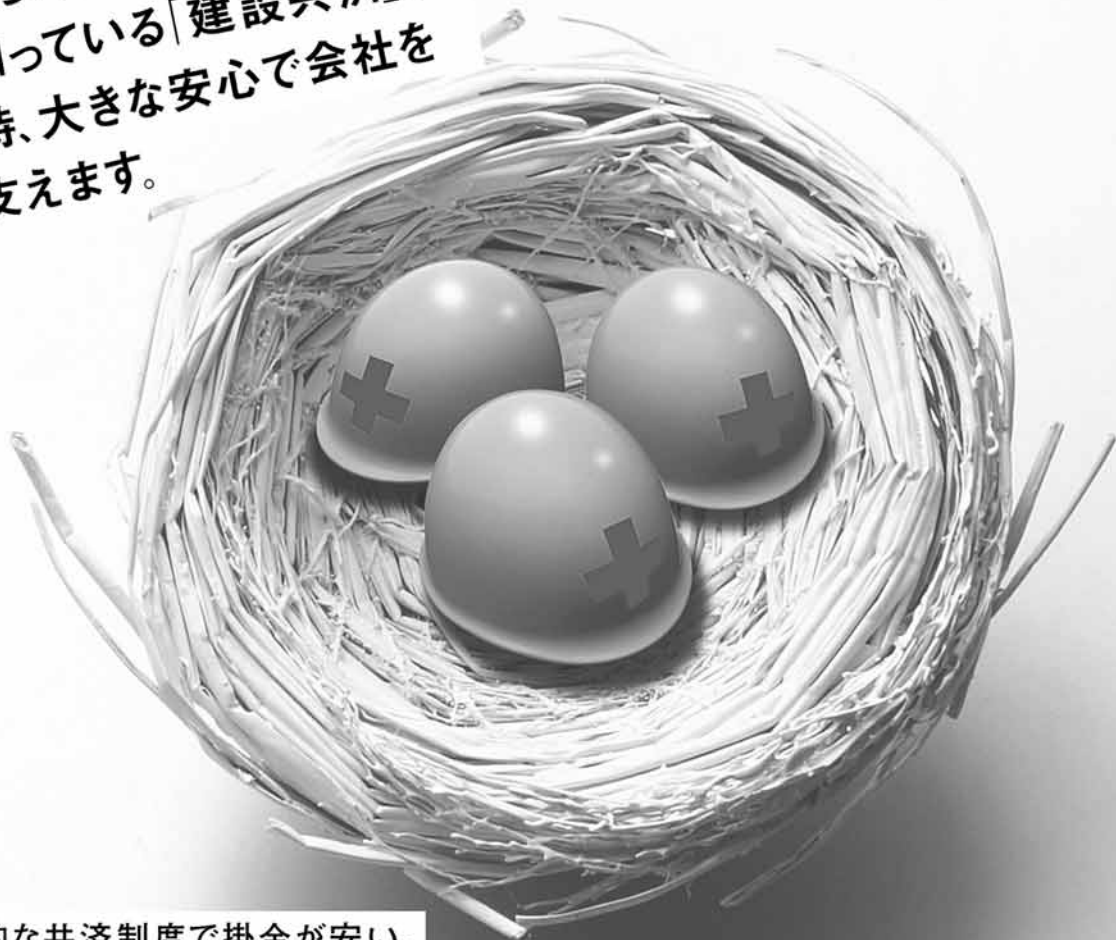
◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度

建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>